

本報告書は、鉄道事業法に基づき、新得山スキー場の索道輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら検証するとともに、お客様をはじめ関係各位に広く理解いただくために公表するものであります。

令和3年6月

新得町長 浜 田 正 利  
(新得町教育委員会社会教育課)

## 安 全 報 告 書 (2021年)

新得山スキー場の2020-2021年シーズンにおける索道運営に関する安全の取組みその他安全に関する情報について、次のとおり公表いたします。

(はじめに)

2022-2021ウインターシーズンも索道事故は無く、営業を終了することが出来ました。御利用いただいた多くのお客様に心より感謝申し上げ、来シーズンも更に安全管理と機械整備に努め、より一層安全なスキー環境を提供したいと考えております。

本シーズンは、少雪の影響により当初のオープン予定から遅れ、2021年2月1日から営業を開始し、3月14日を最終日に42日間営業を行いました。

### I リフトの安全に対する取組みについて

#### ●輸送の安全を確保するための基本的方針

- 1 町長は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び従業員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定めています。
- 2 従業員等の安全に係る基本理念は、次のとおりとする。
  - (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
  - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
  - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
  - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
  - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
  - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
  - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

### II 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

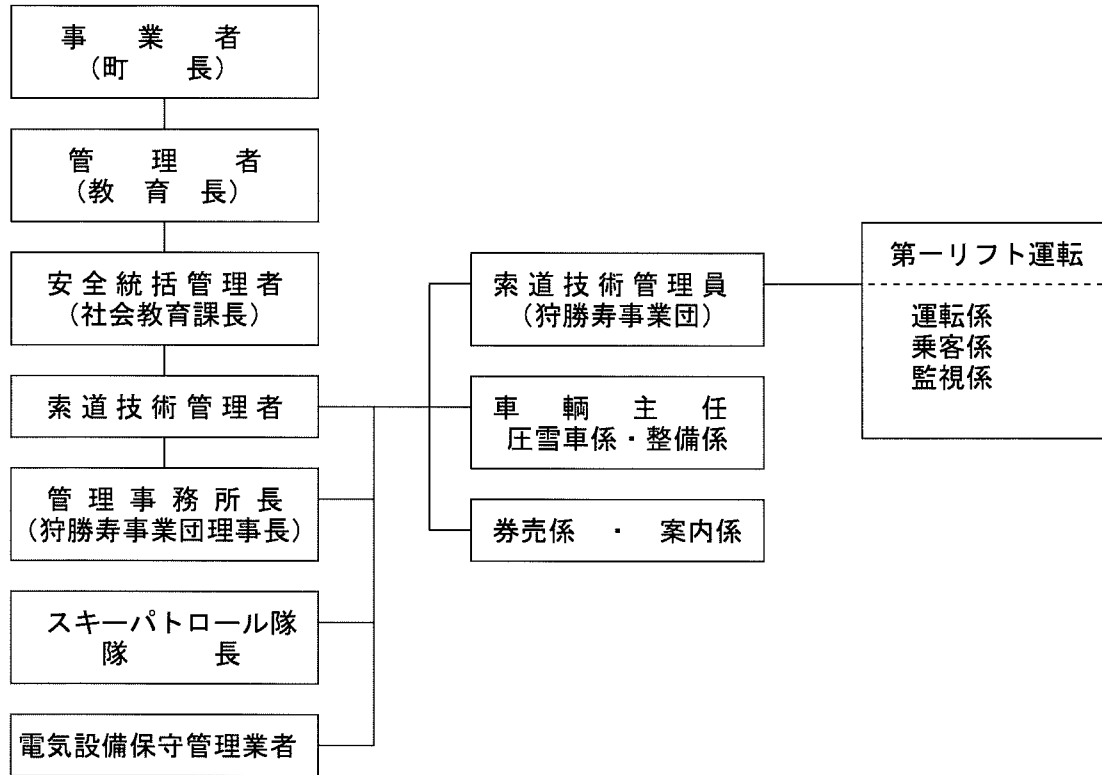
#### ●輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 町長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 町長は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- (3) 町長は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- (4) 町長は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、輸送の安全確保に関する業務を統括管理する責務を有することとなる安全統括管理者の、その職務を行う上での意見を尊重する。

- (5) 町長は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）が発生した場合は、規模や内容等に応じ、事故対策本部を設置し、その責任者として指揮をする。その他不測の事態が生じたときは、適切に対応するよう従業員等に周知し、徹底する。

●安全確保に関する体制図

新得町の索道事業における安全確保に関する体制は、新得山スキー場指揮命令系統図とし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。



●責任者の役割及び権限

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 安全統括管理者 | 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する                              |
| (2) 索道技術管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する |
| (3) 索道技術管理員 | 索道技術管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を管理する |

Ⅲ 輸送の安全の確保に関する管理方法

●安全統括管理者は、次の事項について適切に対応実施いたします。

- (1) 情報の伝達及び共有に関する事項
- (2) 事故などの防止対策の検討及び実施に関する事項
- (3) 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
- (4) 安全管理規定に関する周知に関する事項
- (5) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

## ●輸送の安全を確保するための取り組み

### 1. 緊急時対応訓練

万一の索道事故や災害を想定した救助訓練や、各種操作訓練、従業員の研修を実施し、万全の体制を整えています。

### 2. 救命講習（AED含む）

輸送やスキー場利用のお客様への安全のため、全日本スキー連盟及び日本赤十字社で行う救急法の受講を終了した公認パトロール隊員を配置し、万一の事態に備えています。

### 3. 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて。

#### (1) 索道施設の保守整備をシーズン前に実施致しました。

主な整備内容      オイル交換・機械給油・搬器取付・通信用電話設備電池交換・荷重試験・電気測定・適合確認検査・制動機の点検

#### (2) 索道担当職員が運輸局の研修会に参加し、再度安全について理解を深めました。

(3) スキー場オープン前には従業員に接客、施設取扱いの教育研修を実施しております。特に安全対策として、非常時の乗客救助法や未然に事故を防ぐためのヒヤリハット事例を索道従事者研修の中で重点的に教育しています。また、非常時の乗客救助訓練を実施いたしました。

(4) 営業運行前には始業前点検、試運転の実施を徹底し、お客様の安全が確保される事を確認してから営業運行に入りました。

(5) 乗り場、降り場では係員が常にお客様から目を離さぬ様心掛け、セーフティーバーの安全使用の徹底を図り、安全、快適に乗り降り出来る様サポート致しました。

(6) 天候、風等の気象情報は各種メディアから収集し、朝礼及び急変時には随時現場へ伝達して、気象変化に対応した運行に努めました。

(7) 運輸局、索道協会からの事故情報は、オープン前の研修会の際に全員に資料を配付し、こんな場合に事故に至る危険が潜んでいるということを学び、安全意識の向上に努めました。

## ●検査について

索道運行開始前点検を実施し、運行に支障が無い事を確認後、営業運行を行っています。又、定期検査（1月・2月・3月）を関係法令及び自社の「整備細則」に基づいて実施しています。

## ●索道事故及びインシデントについて

令和2年度の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ  
（令和3年2月1日～令和3年3月14日）

### 1. 索道運転事故の発生状況

索道運転事故等の発生はありませんでした。

### 2. インシデントの発生状況

インシデントの発生はありませんでした。

## ● 索道運転事故の定義と意義について

索道運転事故とは、「索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身傷害事故」を指します。

1. 切断事故 索条が切れた事故を指します。

2. 搬器落下事故 搬器が落下した事故を指します。

3. 搬器衝突事故 搬器が他の搬器、または工作物と衝突・接触した事故を指します。

4. 搬器火災事故 搬器に火災が発生した事故を指します。

5. 索道人身傷害事故 搬器の運転により人の死傷を生じた事故（前述の事故に伴うものを除く）を指します。

インシデントとは、「索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」であって、鉄道事故等報告規則第4条第2項各号に挙げるものです。

1. 索条に重大な損傷が生じた事態。

2. 索条の張力が異常に増大または低下した事態。

3. 索条が受索装置、滑車などから外れた事態。

4. 握索または放索が不完全になった事態。

5. 支柱、制動装置、保安装置等に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事

態。

6. 搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置、または接続装置に搬器の安全運転に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。

7. 搬器が逆走した事態。

8. 前項に挙げる事態に準じる事態。

本年度御利用いただいた多くのお客様に心より感謝申し上げ、来シーズンも更に安全管理と機械整備に努め、より一層安全なスキー環境を提供したいと考えております。

今後とも新得山スキー場をよろしくお願い申し上げます。

新得町 新得山スキー場